

千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期） 策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）策定支援業務の受託業者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式により選考するための必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

（1）委託業務名

千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）策定支援業務委託

（2）業務の内容

別紙「千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

（4）提案限度額

令和7年度：3,498千円（税込）

令和8年度：3,443千円（税込）

（5）スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ① 実施要領の公開（募集の開始） | 令和7年10月16日（木） |
| ② 質問書の受付期間 | 令和7年10月16日（木）から令和7年10月29日（水） |
| ③ 質問に対する回答 | 令和7年11月11日（火）まで |
| ④ 企画提案書の受付期間 | 令和7年11月14日（金）から令和7年11月25日（火） |
| ⑤ 審査結果通知 | 令和7年12月10日（水） |
| ⑥ 契約締結 | 令和7年12月下旬（予定） |

3. 実施要領の公開

（1）公開日：令和7年10月16日（木）

（2）公開方法：村公式ホームページへの掲載

4. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

（1）受付期間

令和7年10月16日（木）から令和7年10月29日（水）まで（必着）

（2）提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

※電子メール送信後、確認のため、電話による連絡を行うこと。

(3) 回答方法

令和7年11月11日（火）までに、随時、村公式ホームページに掲載する。

※質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先

千早赤阪村民生部福祉課

メール：kaigo_10@vill.chihayaakasaka.lg.jp

5. 参加手続き等

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加表明書	様式第1号	
② 会社概要書	様式第2号	パンフレット添付可
③ 業務実施体制調書	様式第3号	
④ 業務責任者（主任技術者）業務実績書	様式第4号	
⑤ 業務実績一覧	様式第5号の1 様式第5号の2	・同種業務実績書 ・類似業務実績書
⑥ 企画提案書	任意様式	・A4サイズで作成すること。体裁は、原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。枚数は、制限はないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。 ・仕様書の各項目については、具体的な提案内容を記載すること。 ・総括責任者・研究員の変更は、認めない。
⑦ 業務工程表	任意様式	
⑧ 参考見積書	任意様式	・提案者名を記載、押印すること ・2か年度分の積算内訳を詳細に記載すること。 なお、「2. 業務の概要」の「(4) 提案限度額」に示す、限度額を超える金額の場合は失格とする。

(2) 提出部数

① 正本（上記①～⑧）：1部（社名を表記すること）

② 副本（上記③～⑦）：7部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること）

③ CD-R または DVD-R：1 枚（上記①～⑧の電子データを格納したもの）

（３）提出期限

令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 5 時まで（必着）

（４）提出方法

一般書留郵便、簡易書留郵便等、対面授受が可能な送付、又は持参

※ 特定記録郵便、レターパックライトなど郵便受けに投函されるものは不可

※ 郵送等による費用は事業者の負担

（５）提出先

千早赤阪村民生部福祉課

住所：〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 195 番地の 1

（千早赤阪村立保健センター内）

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- （１）千早赤阪村の令和 7・8 年度物品・役務提供等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （２）大阪府及び千早赤阪村において入札参加停止措置を受けていないこと。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続開始の申立て並びに破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- （５）平成 27 年度から令和 6 年度までにおいて、地方公共団体の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、又はこれらに類する業務（基礎的な調査のみを除く）を受注し、業務完了した実績を有していること。
- （６）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていて、個人情報の適正管理や情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を十分に講じていること。
- （７）千早赤阪村暴力団排除条例（平成 25 年千早赤阪村条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- （８）月 1 回以上、担当研究員又は業務窓口担当者が村を訪問し、進捗の管理や担当研究員との調整を図ることが可能なこと。

7. 審査について

(1) 審査方法

提出書類は、本村において提出書類①～⑦により書類選考を実施し、それらを総合的に評価し、優先交渉事業者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、令和7年12月10日（水）に村公式ホームページにて公表するとともに、各参加事業者電子メールにより通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 優先交渉事業者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉事業者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉事業者とする。

(4) 契約の締結

村は優先交渉事業者と業務の詳細等を協議の上、見積書を徴収し契約を締結する。なお、優先交渉事業者に事故があり、見積書の徴収が不可能となった場合、又は優先交渉事業者との協議が整わない場合は次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。

また、原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。

(5) その他

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う優先交渉事業者を選定するためのものであり、業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

8. 評価項目

審査基準	詳細	配点	備考
① 基本的事項	・ 委託業務の趣旨を十分に理解し、本村と連携して委託業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか	5	
② 業務実績	・ 事業者の同種業務及び類似業務における実績があるか	10	
③ 総合計画及び福祉関連計画との連携	・ 村の方針を踏まえた上で、本業務の目的を十分に理解し、他の計画にも整合した内容の提案となっているか	15	
④ 実施体制	・ 主担・副担、その他担当者数や配置、構成が適切で十分な実施体制となっているか ・ 主担・副担の実務年数及び同種業務における実績があるか	15	
⑤ 実施手順及びスケジュール	・ 作業工程等が具体的に設定され、その工程が実施可能なものか ・ 無理がないスケジュールとなっているか	15	

⑥ 提案内容	〈課題分析等〉 ・ 本村の地域課題を把握するために適切な課題分析・手法が提案されているか。また、本村の地域特性や課題、給付費や認定率等を踏まえた上での提案となっているか 〈施策反映〉 ・ 高齢者等の実態調査の分析結果を、千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）（以下、「第10期介護保険事業計画」という。）の策定に、適切に反映できる提案とされているか 〈国等の動向把握〉 ・ 第10期介護保険事業計画の策定にあたり論点となることが見込まれる事項を適切に捉えているか ・ 国や他の自治体の動向（先進地事例）を踏まえた提案とされているか 〈提案の独自性〉 ・ 本村が仕様書に提示している以外のことについて、委託業務達成に有意義な独自の提案がされているか	20	
⑦ 見積額	・ 価格設定は他社と比較して安価であるか	20	比例配分
見積額評価の算定式	20点×（最低金額÷その者の提示した金額）＝その者の点数		

9. その他

- （1） 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- （2） 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。
- （3） 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- （4） 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- （5） 提出期限以降における提出書類の差替え、修正及び再提出は認めない。
- （6） 企画提案書等に虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- （7） 提出された書類は、返却しないものとする。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- （8） 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・ 優先交渉事業者の特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・ 審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・ 本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。

- ・ 指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・ 提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
- (9) 村は本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜村が判断する。

10. 辞退

参加申込書等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに参加辞退届【参考様式】を提出すること。なお、村が参加辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

参加辞退届の提出にあたっては、事前に「11. 事務局」に電話にて連絡の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

11. 事務局

千早赤阪村民生部福祉課

住所：〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 195 番地の 1

(千早赤阪村立保健センター内)

電話：0721-26-7269 (直通)

メール：kaigo_10@vill.chihayaakasaka.lg.jp